

静岡県立袋井特別支援学校学校保健委員会規約

- 第1条 (名 称)
本会は、静岡県立袋井特別支援学校学校保健委員会と称する。
- 第2条 (目 的)
本会は、学校保健に関する企画及びその達成をはかるため、保健管理・学校安全・環境保全等について研究・協議し、その実践を推進して、児童生徒の健康を向上させ健康生活への理解を深めることを目的とする。
- 第3条 (委員及び組織)
1 本会は、校長、副校長、教頭、事務長、各学部主事、教務課長、危機管理課長、保健給食課長、保健主事、養護教諭、学校医（内科医、眼科医、耳鼻科医、歯科医）、学校薬剤師、P T A 代表により構成する。
その他必要に応じて、委員を増やすことができる。
2 本会の委員長は学校長とする。
- 第4条 (事 業)
本会は、第2条の目的を達成させるために次の事業を行う。
1 学校保健安全に関する事業の企画と実施
2 学校保健安全施設設備、環境衛生の充実整備
3 学校保健に関する調査研究
4 学校給食に関する研究
5 保健安全指導の普及、啓発
6 その他
- 第5条 (会 議)
1 本会は原則として年1回以上開催する。
2 委員長は、必要に応じ臨時に会を開催することができる。
- 第6条 (補 則)
この規定に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は学校保健委員会が定める。
- 第7条 (附 則)
この規約は平成24年度より実施する。
この規約は平成29年2月16日より実施する。
この規約は平成30年3月8日より実施する。
この規約は平成31年2月21日より実施する。